

アルコール検知器の使用等が義務化！

(社)札幌地区トラック協会

☆ 貨物自動車運送事業輸送安全規則の改正 ☆ (H23/05/01 施行)

- ① 点呼の際にはアルコール検知器を使用しなければなりません。(全ての点呼時)
 - 乗務の開始前、終了等において実施する点呼の際に、運転者の顔色、呼気の臭い、応答の声の調子を目視等で確認することに加え、アルコール検知器を使用することにより、運転者の酒気帯びの有無を確認することになります
 - 飲食物(ガム、栄養ドリンク)、たばこ等の影響によるアルコール検知器が反応することがある場合は、運転手にうがいをさせるなどした後、再度測定してください
- ② 長距離ドライバーには、携帯用のアルコール検知器を持たせなければなりません。
- ③ 運行管理者はアルコール検知器を故障がない状態で保持しておくために、アルコール検知器の取扱説明書に基づき、適切に使用・管理・保守しなければなりません。
 - 毎日確認すること ~ 電源が確実に入ること / 損傷がないこと
 - 少なくとも週1回以上確認
 - ・ 酒気を帯びていない者が検知器を使用した場合に、アルコールを検知しないこと
 - ・ アルコールを含有する液体又はこれを希釈したものを、口内に噴霧した上でアルコール検知器を使用した場合に、アルコールを検知すること

☆ 検知器を用いて行った旨を点呼簿に記録しなければなりません。→記録方法については様式例を参考にしてください。

(点呼簿様式例: [中間点呼 なしタイプ](#) / [ありタイプ](#) / [記載例](#))

※ この点呼簿様式は、札ト協で販売しています(1冊 100枚 会員価格:中間点呼なし 300円/あり 500円)

詳細は、次の根拠法令にてご確認ください。(行政のホームページにジャンプします。)

- [貨物自動車運送事業輸送安全規則 第7条\(点呼等\)](#)
- [貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について 第7条\(点呼等\)](#)



※ ご不明な点などございましたら下記までお気軽にお問い合わせください！

(札幌地区トラック協会 業務部 TEL:011-751-4231)